議員提出議案第１号

二宮町議会委員会条例の一部を改正する条例について

上記の議案を、別紙のとおり二宮町議会会議規則第 13 条第 2 項の規定に基づき提出する。

令和７年３月２１日

二宮町議会議長　前田 憲一郎　殿

提出者	二宮町議会議員	根　岸　ゆき子
賛成者	同	古　谷　健　司
同	同	岡　田　幸次郎
同	同	羽　根　かほる
同	同	小笠原　陶　子
同	同	松　﨑　　健
同	同	浜　井　直　彦
同	同	善　波　宣　雄

二宮町議会委員会条例の一部を改正する条例

二宮町議会委員会条例（昭和38年二宮町条例第17号）の一部を次のように改正する。

第３条の表を次のように改める。

名称	委員定数	所管
総務建設経済常任委員会	7人	1　政策部の所管に関する事項 2　総務部の所管に関する事項 3　出納課の所管に関する事項 4　消防本部、消防署、消防団の所管に関する事項 5　選挙管理委員会の所管に関する事項 6　監査委員の所管に関する事項 7　町民部の所管に関する事項 8　都市部の所管に関する事項 9　農業委員会の所管に関する事項 10　その他、他の常任委員会の所管に属さない事項
教育福祉常任委員会	7人	1　福祉部の所管に関する事項 2　こども・健康部の所管に関する事項 3　教育委員会の所管に関する事項

附　則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

議員提出議案第1号　資料

二宮町議会委員会条例の一部を改正する条例の新旧対照表

改正後

（常任委員会の名称、委員の定数及びその所管）

第３条　常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。

名称	委員定数	所管
総務建設経済常任委員会	7人	１　政策部の所管に関する事項 ２　総務部の所管に関する事項 ３　出納課の所管に関する事項 ４　消防本部、消防署、消防団の所管に関する事項 ５　選挙管理委員会の所管に関する事項 ６　監査委員の所管に関する事項 ７　町民部の所管に関する事項 ８　都市部の所管に関する事項 ９　農業委員会の所管に関する事項 10　その他、他の常任委員会の所管に属さない事項
教育福祉常任委員会	7人	１　福祉部の所管に関する事項 ２　こども・健康部の所管に関する事項 ３　教育委員会の所管に関する事項

改正前

（常任委員会の名称、委員の定数及びその所管）

第３条　常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。

名称	委員定数	所管
総務建設経済常任委員会	7人	１　政策部の所管に関する事項 ２　総務部の所管に関する事項 ３　出納課の所管に関する事項 ４　消防本部、消防署、消防団の所管に関する事項 ５　選挙管理委員会に関する事項 ６　監査委員の所管に関する事項 ７　都市部の所管に関する事項 ８　農業委員会の所管に関する事項 ９　その他、他の常任委員会の所管に属さない事項
教育福祉常任委員会	7人	１　健康福祉部の所管に関する事項 ２　教育委員会の所管に関する事項